

令和5年4月から新たに制度化

## 騒音障害防止ガイドライン改定に伴う 騒音障害防止管理者講習

一般社団法人 足利労働基準協会

騒音障害防止のためのガイドラインが改定(令和5年4月)され、騒音を発する作業場で労働者に作業を行わせる事業所では、騒音障害防止対策のための管理者を選任して、必要な措置を講じることが定められました。

管理者は、一般的に衛生管理者、安全衛生推進者、ライン管理者、職長などの中から選任されますが、その選任にあたっては、改定ガイドラインに示された労働衛生教育を受講することが推奨されています。

この講習では、「騒音の人体に及ぼす影響」や「聴覚保護具の使用」など、管理者が、騒音作業に従事している労働者に実施しなければならない「労働衛生教育」の内容を中心に学びます。

該当する作業場においては、予定する管理者の受講をお願いします。(従事する労働者の方の受講も可能です)

### 【講習内容(管理者教育)】(ガイドラインに規定するカリキュラム)

- (1) 騒音の人体に及ぼす影響 (30分)
- (2) 適正な作業環境の確保と維持管理 (80分)
- (3) 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善 (40分)
- (4) 関係法令等 (30分)

### 記

1 日時 令和7年1月30日(木) 13:30~17:00

2 会場 地場産センター小ホール(足利市田中町 32-11)

3 受講料 8,800円

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます。

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています。

4 申込期間 令和6年11月1日(金)~令和7年1月16日(水) 定員40名(申込順)

5 申込方法 ホームページから直接お申し込みください。

※詳しいことは、ホームページをご覧ください。

### 【お問い合わせ】

一般社団法人足利労働基準協会事務局

TEL73-6660 Fax73-9555